

特定保健指導の推進における各事業所・健保組合の役割について

	実施対象者	実施主体	実施方法	実施期間	事業所へのご依頼事項等
Fスマートプラン	特定保健指導 ・「動機付け支援」対象者 かつ 富士通(株)健康診断判定基準「B・C」該当者  ※2020年度対象者は富士通(株)健康診断判定基準「B1・B2」該当者	富士通健康保険組合 (委託先：(株)ベストライフ・ プロモーション)	ICT	3ヵ月	■以下の場合は下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。 ・対象者のリストが必要な場合 ・指導対象外とする方がいる場合 ・医療職がすでに指導を開始しているが、ヘルスアップ F@milyへの記録が未入力の場合 ⇒ <b>2020年度対象者については4/16(金)までにご連絡ください。</b> ■健診受診後タイムリーに指導を開始いたしたく、ヘルス アップF@milyへの健診結果登録処理を速やかに行ってい ただきますようお願いいたします。
Fスマートプラン以外	特定保健指導 ・「積極的支援」対象者 ・「動機付け支援」対象者 かつ 富士通(株)健康診断判定基準「D・E」該当者 ※2020年度対象者は富士通(株)健康診断判定基準「C」該当者 ・Fスマートプラン対象者であるが、オンラインでの保健指導が困難 な場合 (例：PC等のオンライン環境が無い方、メールアドレスを保有し ていない方など)	富士通(株) 富士通グループ会社 ※委託実施可	対面・ICT	3ヵ月～6ヵ月	■すでにBLPへ特定保健指導を委託している事業所については、 BLPより別途ご連絡の上、実施方法について調整させていた だきます。 ■今後、特定保健指導の外部委託を検討される場合は、費用補助 申請方法等についてご説明しますので、事前に健保組合までご 連絡いただきますようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

(株)ベストライフ・プロモーション コンタクトセンター

担当：山本・西村・梅津

外線：072-861-6610 内線：7784-2101

E-mail：blp-f-smart@dl.jp.fujitsu.com

営業時間：平日 9:00～17:30